



第30回マンション交流会



管理組合の三権分立

連続ミニ講座 「マンションの三権分立」

今回の交流会のテーマは「マンションの三権分立」です。

今回はマンションのシステムを日本国憲法の三権分立に置き換えて考えて見ましょう。三権分立とは各権力を分散させ互いに監視しあうことにより、国民の権利を保障するものです。立法府である国会を「理事会」、行政府である内閣を「管理会社」、司法府である裁判所を「監事」とすると、権利を保障される国民は「マンション住民」ということになりますね。

もうひとつは平成20年5月から設置が義務付けられました「住宅用火災報知機」です。この機器の有効期間は5年ですが、保証期間は1年となっています・・・おかしいですね。実は業者も消費者もすべて勘違いしていたのです。この件もお伝えいたします。

<記>

日時 平成21年7月11日(土) 14時~16時(開場 13時45分)
 場所 大阪NPOプラザ会議室 電話06-6465-8390
 参加費 ひとり500円 定員20名(先着順・予約不要)
 テーマ 「マンション管理座談会」&「連続ミニ講座」
 主催 NPO法人 大阪マンション交流会 お問い合わせ



NPO法人大阪マンション交流会

NPO法人 大阪マンション交流会は
管理組合が主体の特定非営利活動法人です。

「マンション交流会」では、参考書や専門書だけではわからないマンション生活での『?』や『!』を同じマンション生活者の立場から具体的な体験談を交えながら話し合っています。参加資格はありませんので、どなたでもお気軽にご参加ください。会員にはマンション管理の支援もおこなっています。

ただいま会員募集中です!

(入会金1,000円 年会費1,200円)

〒553-0006

大阪市福島区吉野4-29-20 大阪NPOプラザ気付

<http://homepage2.nifty.com/mansions-com/>

地下鉄野田阪神・阪神野田・JR海老江から 徒歩約10分
JR環状線野田駅から 徒歩約8分
大阪市福島区吉野4丁目29-20 06-6465-8390

※このご案内は管理組合用ポスト等に投函しています。マンション掲示板等に掲示していただければ幸いです

大阪市地域防犯カメラ設置費補助制度の概要

現在大阪市では街頭犯罪の発生を抑止するため、マンションの管理組合・賃貸共同住宅の所有者や振興町会等が防犯カメラを設置する費用の一部を補助する制度を実施しています。

☆補助を受けることができる対象者☆

大阪市内に所在する住戸数が5戸以上の分譲マンションの管理組合など

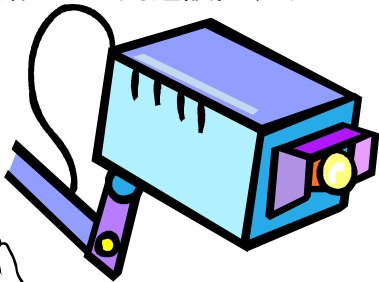
☆補助金額☆

補助対象となる経費の2分の1(千円未満切捨)ただし、1台につき15万円が上限です。

リースの場合は、賃借期間のうち当初3年間の費用に限ります。(2分の1を上限とする)

☆補助の対象となるカメラ☆

大阪市内で犯罪の発生を抑止するため特定の場所に継続的に設置されるカメラで、カメラ本体に内蔵または別途設置するハードディスクレコーダーなどの録画機能のあるものに限りま



☆申請受付・問い合わせ☆

大阪市住まい公社 民間住宅課

住所:〒530-0041 大阪市北区天神橋六丁目4番20号

電話:06-6882-7039 FAX:06-6882-7011



「マンション管理カレンダー」 実用新案取得！

当会が作成に協力いたしましたマンション管理カレンダーの実用新案が認められました。マンションには日常的に取り組まなければならない事が日々起こっています。たとえば清掃、エレベーターの点検、あるいはゴミの日から駐車場の更新日、理事会の日取り等々。決まっている事なのに、突然掲示板に案内が張り出されて戸惑うことはありませんか？マンションに関するあらゆるスケジュールを事前に把握することができて、履歴も残る。それが「マンション管理カレンダー」の発想です。(登録第3150058号)

「マンションの維持・管理マニュアル」

只今、NPO法人大阪マンション交流会では、誰でも簡単に理事会運営が出来ることを目指し「マンションの維持・管理マニュアル」を研究・推進しています。

「マンションの維持・管理マニュアル」とは、**法律関係、書類等保管関係、会計関係、管理運営関係、危機管理関係、営繕・工事関係、その他**、の7項目に大別され、それぞれに細分化された項目があります。

フローチャートに従い、マニュアルに沿っていくと管理組合運営が出来るように作られています。会員への管理支援ツールとして利用する予定です。

ご存知でしたか？

管理組合も資源回収団体に登録できるんです！

資源集団回収とは？

家庭から出る新聞・雑誌やアルミ缶などの資源を、住民団体が回収し、資源回収業者に引き渡す方法です。大阪市では、資源集団回収活動に取り組む団体への支援制度があります。

報奨金 年額 5,000円

古紙回収量 1kg あたり 1.5円相当の古紙再生品

ノート・コピー用紙・トイレットペーパーのうち 1種類

※ 古紙回収量が 1万 kg 以上の場合は、1kgあたり 1.5円の奨励金も選択可能です

くわしくは大阪市環境局へどうぞ